

●ふれあいいきいきサロンの今後の運営について

国から、マスク着用の考え方についての見直しが示されました。令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となります。

ただし、重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、医療機関の受診時や高齢者施設、高齢者が多く集まる集いの場、通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する時は、マスクを着用することが推奨されています。

そこで、本市におけるふれあいいきいきサロンについては、これまでとおり、別紙10カ条を基本に、感染対策を行いながら実施していただくようお願いいたします。また、これまで禁止にしておりました、会食についても、別紙10カ条のとおり、横並びや飛沫が届かない距離を確保しつつ、実施することで可能といたします。

適用開始 令和5年3月13日(月)～

●ふれあいいきいきサロンでの福祉バス利用再開について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ふれあいいきいきサロンでの福祉バスの利用を制限させていただいておりましたが、令和5年3月13日から再開いたしますのでお知らせします。福祉バス利用時の会食についても、ふれあいいきいきサロン時の感染対策同様の対策をしつつ、実施するようお願いいたします。

※適切な感染防止対策(マスクの着用、手指の消毒、検温等)が講じられていること。

適用開始 令和5年3月13日(月)～

※市報つくみ3月号(2ページ)の「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」を参考にしてください。

お問い合わせ先 津久見市社会福祉協議会

電話 0972-82-5000